

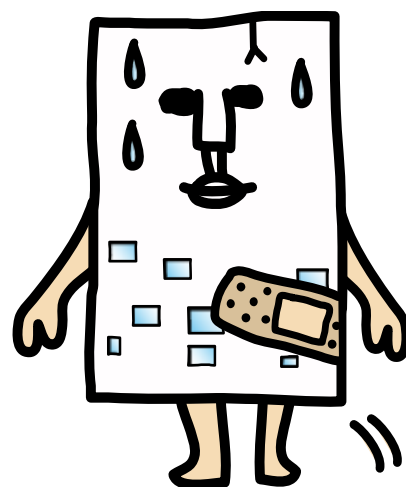
内装工事を行う皆様

はじめに

建築物が適法な状態であれば、火災等が発生しても円滑に避難ができ、防火上も危険な状況避けることができます。

しかし、法令の知識が十分でないため、意図せず建築基準法違反の状態となることがあります。その

ため、神戸市では建築基準法に関する情報提供を始めました。今回は「非常用照明装置」です。工事前に裏面のチェックリストで確認してください。



お問い合わせ・ご相談は神戸市建築住宅局安全対策課まで
(裏面参照)

非常用照明装置とは…

火災や地震等で停電することがあります。停電した場合に非常用照明装置が点灯すれば、避難経路や避難口の確認ができ、冷静に避難することができます。

そのため、裏面の条件に該当する建築物の各居室、廊下、階段には、停電時でも点灯する「非常用照明装置」を設置しなければなりません。



チェックリスト

①工事をするテナントが次の用途に該当する。

- 劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場
- 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場
- 病院・診療所（有床）・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舍・児童福祉施設等
- 百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗・キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・展示場・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店など

NO

YES

YES

②工事するテナントの居室に採光上有効な窓がない。

NO

YES

③テナントビルの階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える。

NO

YES

④テナントビルの延べ面積が1,000㎡を超える。

NO

YES

非常用照明装置
が必要

非常用照明装置が不要

※特例として一定の条件に該当すれば非常用照明装置の設置が免除される場合があります。

神戸市 建築住宅局 建築指導部 安全対策課 ビル防災対策係

Tel : 078-595-6569

Fax : 078-595-6664